

(仮訳)



金融危機以降の銀行・金融部門の 改革におけるタイの経験

タイ中央銀行

Krirk Vanikkul 総裁補

2007年12月17日



概略

- I. 危機から現在まで（1997年～2007年）の銀行制度の概要
- II. 規制・監督面の改革（1997～2007年）
 - 第1ステージ：バランスシートのクリーンアップと規制改革（1997年～2001年）
 - 第2ステージ：利益が出始める（2001年～2007年）
 - リスク重視の管理・監督への転換
 - 監督の統合
 - 個人向け貸付強化と利用者保護重視への移行
 - IAS 39
- III. 制度の定着と将来に向けての準備（2004年～2007年）
 - FSMP 1（2004年～2007年初め）：M&Aを促す触媒
 - FSAP（2004年末～2007年）：自らの制度を国際基準に合わせる
 - FSMP 2（2008年）：いかに進めるか
 - 金融機関関連新法（FIBA、DIA、BOT法）：過去の動きの法的認知と、将来の変化のための対応
 - バーゼル II：EMEAPグループの流れに足並みを揃える

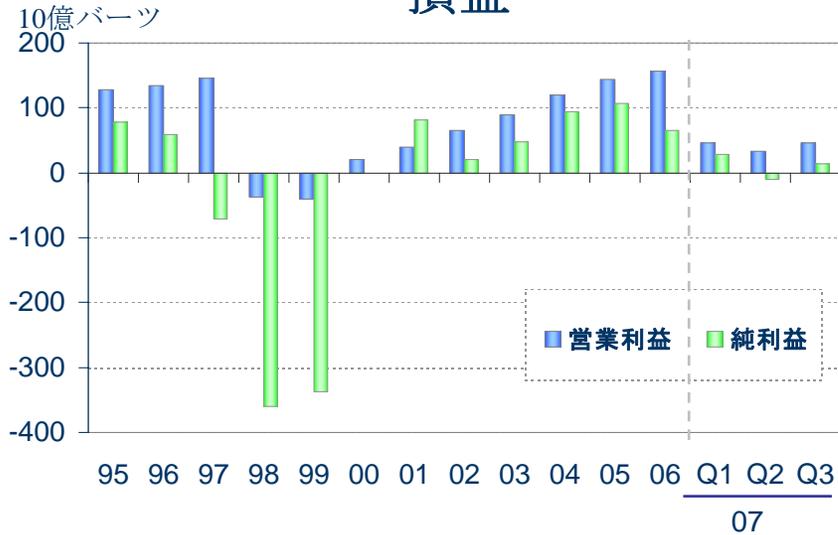


I. 危機から現在まで（1997年～ 2007年）の銀行制度の概要



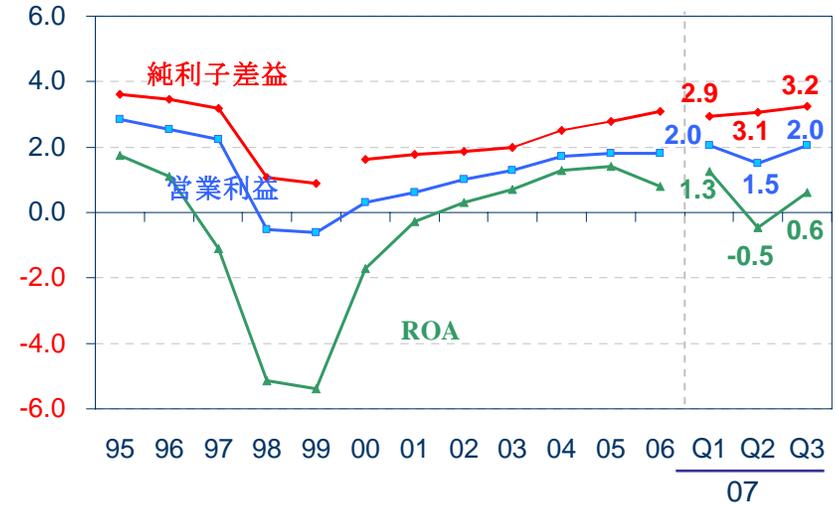
銀行制度の概要

損益

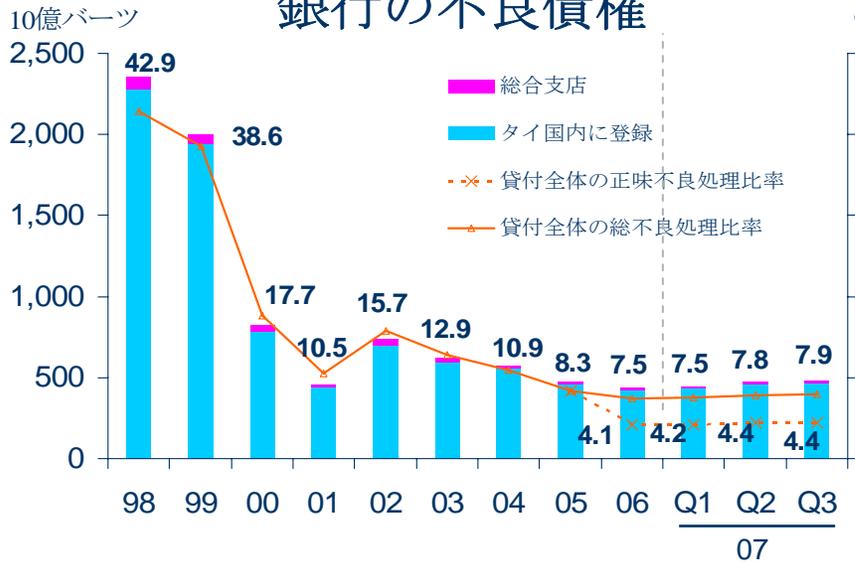


平均純総資産の
比率 %

収益性



銀行の不良債権



自己資本比率 (CAR)



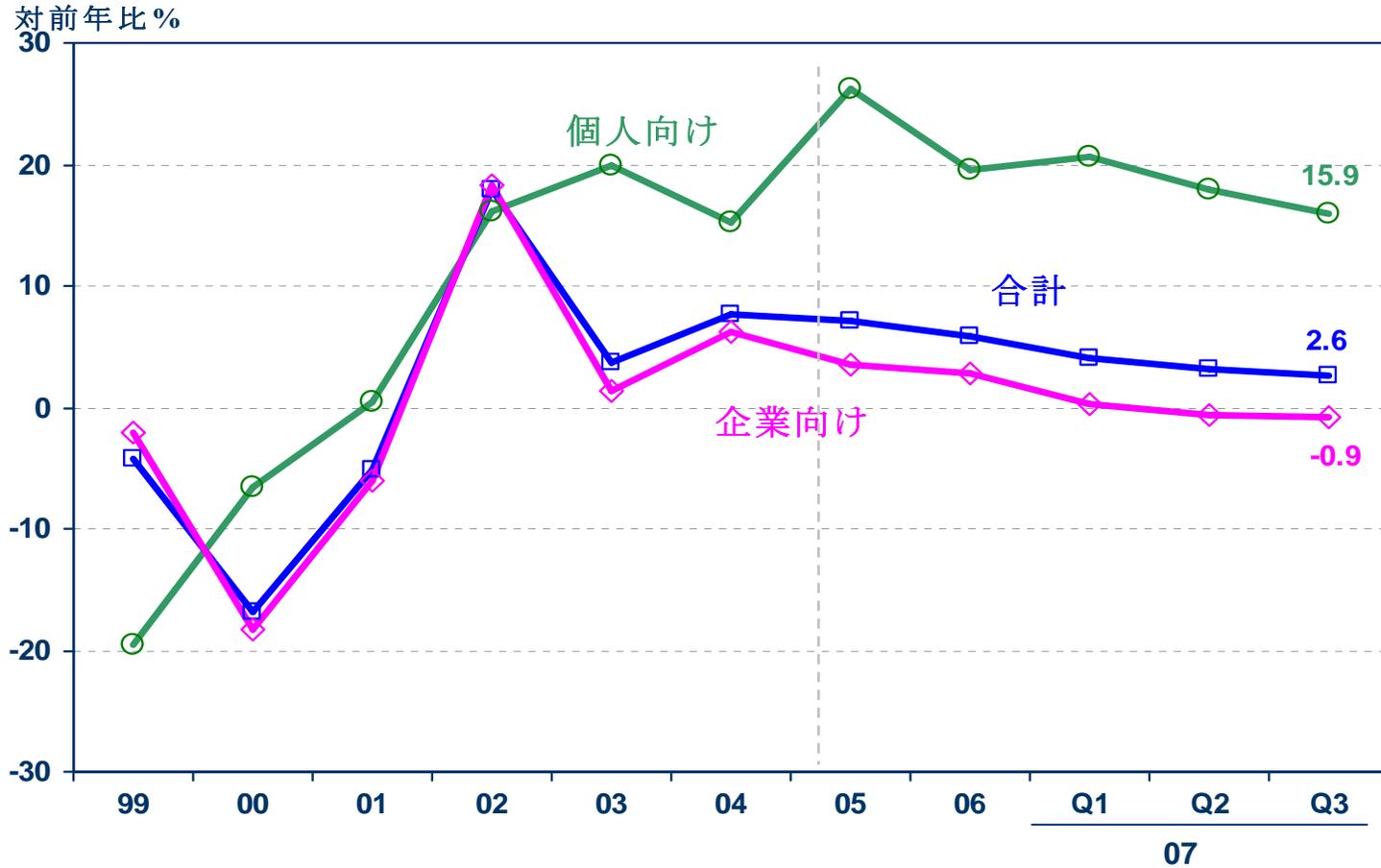


銀行のROA IAS 39の導入で2006年に低下

Country		02	03	04	05	06	07
アジア	インドネシア	1.4	2.6	3.5	2.6	2.6	2.7
	フィリピン	0.8	1.1	0.9	1.1	1.3	1.0
	シンガポール	0.8	1.0	1.2	1.2	1.4	1.4
	香港	2.1	1.9	1.7	1.7	1.8	1.8
	タイ	0.2	0.6	1.2	1.4	0.7	(9月)0.5
	マレーシア	1.3	1.3	1.4	1.4	(9月)1.3	n.a.
	韓国	0.6	0.2	0.9	1.3	1.1	1.1
	インド	0.8	1.0	1.1	0.9	(6月)0.9	n.a.
	バングラディッシュ	0.5	0.5	0.7	0.6	0.8	n.a.
	日本	-0.7	-0.1	0.2	0.5	(3月)0.4	n.a.
その他	ドイツ	0.1	-0.1	0.1	0.3	(6月)0.5	n.a.
	アメリカ	1.3	1.4	1.3	1.3	1.3	1.2
	カナダ	0.4	0.7	0.8	0.7	(10月)1.0	n.a.
	イギリス	0.4	0.6	0.7	0.8	0.5	n.a.
	オランダ	0.5	0.5	0.4	0.4	(9月)0.4	n.a.
	スイス	0.5	0.7	0.8	0.9	0.9	n.a.
	イタリア	0.5	0.5	0.6	0.7	0.8	n.a.
	ベルギー	0.5	0.5	0.6	0.7	(6月)1.1	n.a.
	フランス	0.5	0.4	0.5	0.6	n.a.	n.a.
	オーストラリア	1.4	1.6	1.5	1.8	n.a.	n.a.



貸付額の伸び



個人向け貸付 / 貸付全体 = **23.1%**
企業向け貸付 / 貸付全体 = **76.9%**



対応策の年代別紹介 (二重の危機 = 経済+金融)

1996年5月

- **BBC**で国内初の取り付け騒ぎおよび介入 (1996年5月初め)
- 通貨バーツが幾度となく売り込まれる

1997年

- 金融会社**58社**で国内2度目の取り付け騒ぎおよび介入 (1997年3月3日～8月)
- バーツ相場が **1ドル25バーツ**から**45バーツ**に暴落 (1997年12月)
- 預金者・債権者を対象に全額保護措置を発布 (1997年8月5日)
- **FRA + AMC** (国営AMC) を設立し、金融会社**58社**を処理 (56社閉鎖、2社存続)。1年後、**FRA**が資産の売却を開始。
- **BMB**に介入 (1997年11月)

1998年～
1999年

- 銀行**5行**、金融会社**7社**に介入 (1998年2月～1999年7月)
- **M&A**を対象とした「**1998年8月14日パッケージ**」と政府の資本援助スキームを導入。



対応策の年代別紹介 (二重の危機 = 経済+金融)

1998年～
1999年
(続き)

- 介入を受けた金融機関の資本増強。
- 企業債務リストラ諮問委員会 (CDRAC) を設置。
- 金融機関の再建加速を目的に民間AMCを立ち上げる緊急命令を発布。
- 破産法を改正かつ1999年に中央破産裁判所を設置することを承認。
- 貸付の分類、引き当て、利息の認識に関する新規則を発布 (新たに6区分と利息の認識を追加)
- 資本増強のためにハイブリッド型資本調達手段を利用することを許可。
- 債務再編を促す政策および措置を発布。



対応策の年代別紹介 (二重の危機 = 経済+金融)

2001年6月

- TAMCを立ち上げる

2002年～
2004年

- 不良債権の定義と貸付の分類および引き当てに対する規制を改正。
- 個人信用情報機関を設立。
- 介入を受けた金融機関（銀行2行）を民営化。

2005年～
2007年

- 金融機関から不良債権および不良資産を買い取るため、国営AMCとバンコク商業アセット・マネジメント社（BAM）の合併をFIDFに認めることを内閣が決定。

- 1998年～2002年 716,929百万バーツを限度に当局が国営銀行に資本注入（直接出資、債務の株式化や不良債権譲渡にともなう引当金の戻し入れによって）。
- 2002年～2007年 253,018百万バーツを限度に銀行のTier 1資本を増強（公募・私募、転換金融商品の転換やハイブリッド型金融商品の発行によって）。詳しくはスライド14を参照。



II. 規制・監督面の改革 (1997年～2007年)



金融情勢の移り変わり

金融危機前1997年1月31日

1. 商業銀行 (31)
 - 地場 (15)
 - 外国銀行の支店 (16)
2. 商業銀行に附属したIBF (25)
3. 単独のIBF (17)
4. 金融・証券会社 (91)
5. クレジット・フォンシア (12)

金融機関の総数: 176

金融危機後2003年12月31日

1. 商業銀行 (31)
 - 地場 (13)
 - 外国銀行の支店 (18)
2. 商業銀行に附属したIBF (24)
3. 単独のIBF (5)
4. 金融・証券会社 (18)
5. クレジット・フォンシア (5)

金融機関の総数: 83



第1ステージ：バランスシートのクリーンアップと規制改革 債権の分類と引き当て

債権の分類	1997年以前		1997年以降			
	延滞期間	引き当て	延滞期間	引き当て		
				1997年～ 2005年	現在 (IAS39)	
1. 正常/健全	-	-	-	1%	1%	
2. 要注意	-	-	1ヵ月超	2%	2%	
3. 標準以下 - 有担保または 無担保 - 有担保	6ヵ月超 12ヵ月超	15%	3ヵ月超	20%	債務のキャッ シュフロー現 在価値か 担保の現在価 値の100%	
4. 懸念 (無担保)	12ヵ月超		6ヵ月超			50%
5. 損失懸念	-		12ヵ月超			100%
6. 損失	無価値また は回収不能	貸倒償却	無価値または 回収不能	貸倒償却	貸倒償却	



資本増強と外国資本への開放

単位:100万バーツ

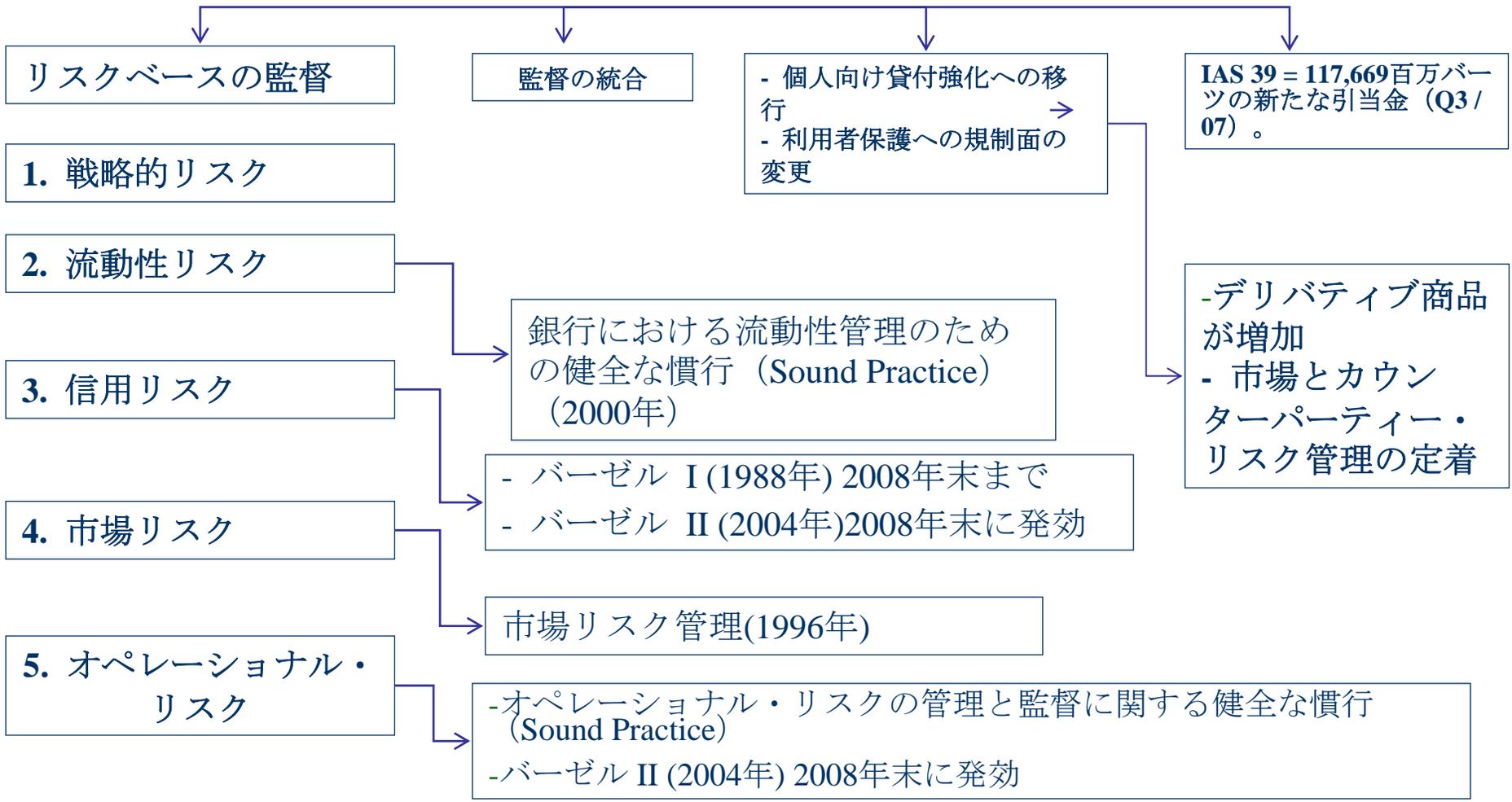
銀行 (Tier 1)	2002	2003	2004	2005	2006	2007 (9月)	備考
国営銀行	13,164					4,479	公募
大手民営銀行		5,363	2,207	1,707		-	転換金融商品の転換とハイブリッド型金融商品の発行。しかしほぼ回収。
その他民営銀行	7,839	74,050	56,983	29,327	20,677	37,222	公募、私募とハイブリッド型金融商品の発行。

- ▶ **BIS**比率を全体で**8.5%** (**Tier 1 = 4.25%**) に維持することが義務付けられているが、実際の平均は**2007**年第**3**四半期現在**15.1%** (**Tier 1 = 12.5%**) 。
- ▶ 外国資本 **25%** → **10**年間で**100%**、その後、増資プロセスにおいて外国資本を**49%** 超に維持できる。
- ▶ 不良資産の投資家および**AMC**への売却。



第2ステージ：利益が出始める (2001年～2007年)

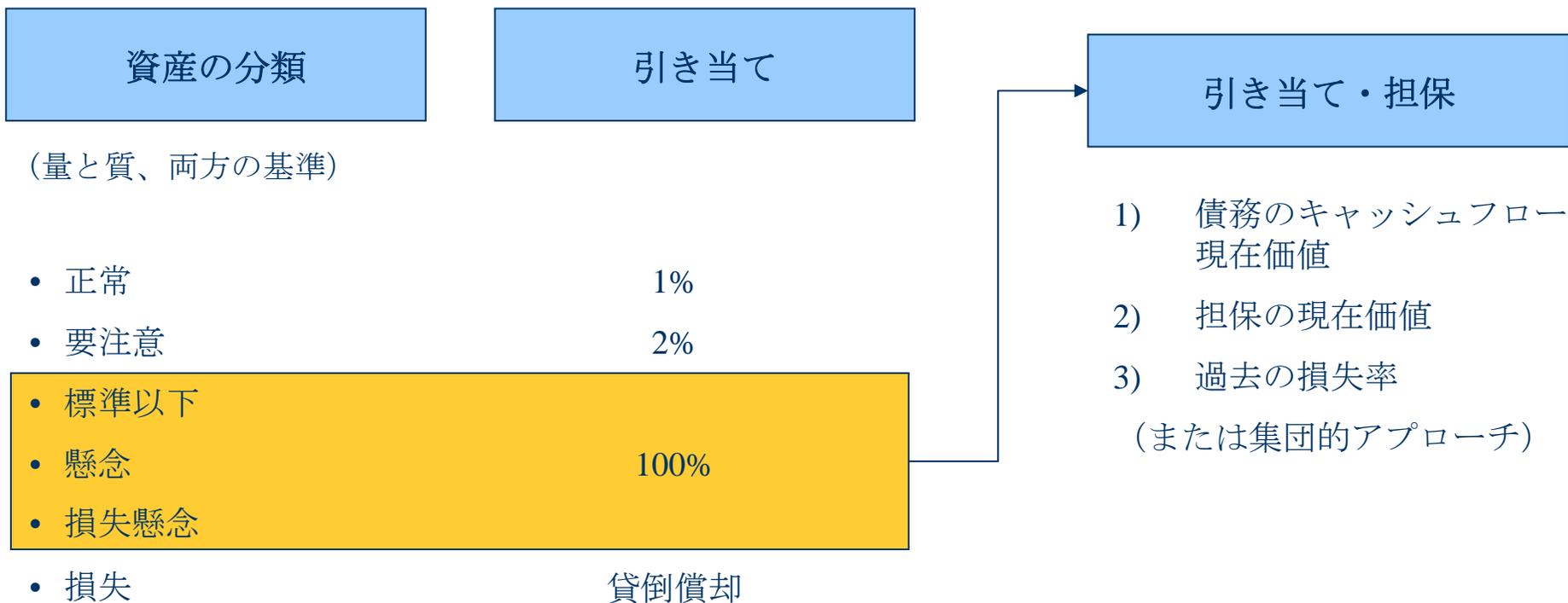
リスクベースの管理・監督への転換





引き当てに関するIAS 39の導入

- 資産サイド
- 段階的導入期間（2006年末から2007年12月）





III. 制度の定着と将来に向けて の準備 (2004年～2007年)



FSMP 1 (2004年～2007年初め)



- 都市部
- 地方

- 金融機関の構造と機能の合理化
 - タイの金融機関
 - 外資系金融機関
 - ワン・プレゼンス・ポリシー
 - 中小企業・リテール顧客のリスク・ウェイト
- 規則・規制の簡素化

- 透明化と情報開示の強化
- 利用者からのフィードバック/クレーム・メカニズムの構築



FSMP 1

(2004年～2007年初め)

FSMP前の金融情勢*

地場商業銀行	13
外国銀行の支店	18
商業銀行に附属したIBF	24
単独のIBF	5
金融会社	18
クレジット・フォンシア	5

合計 83

平均資産 = 860億バーツ

FSMP後の金融情勢

1. 地場商業銀行	14	}	35
-全行が認可を受けた 金融コングロマリット			
2. リテール銀行	3	}	8
3. 外国銀行の支店	17		
4. 子会社	1		

5. 金融会社	5	}	8
6. クレジット・フォンシア	3		

合計 43

平均資産 = 2,090億バーツ

* 2003年12月31日現在

** UOB Radanasin Bank PCLとBank of Asia PCL、GE MoneyとRetaBank with BAYの合併を含む



タイのFSAP (2004年末～2007年)



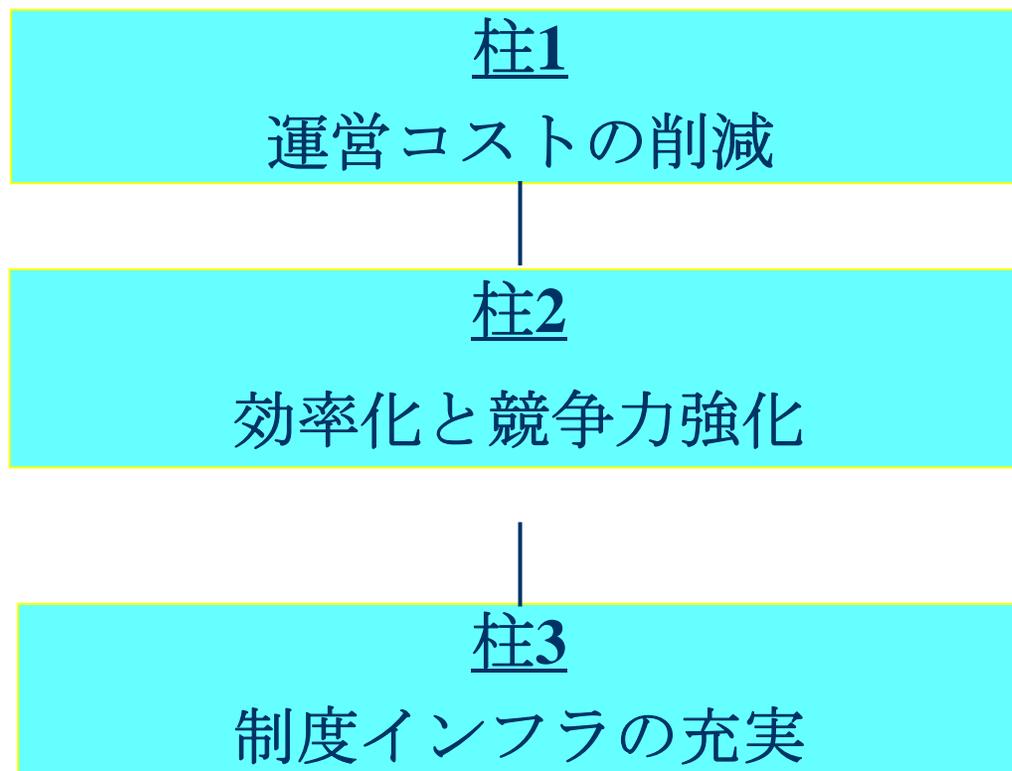
FSAP準備	ROSC/ FSAP	整備点
<ul style="list-style-type: none"> ■ 事前評価 ■ TAとのコンサルテーション ■ 変更点・改善点 ■ 最終決定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 銀行業監督 ■ 証券市場 ■ 決済システム ■ 通貨政策の透明性 ■ AML / CFT 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険と年金 ■ 住宅金融と資金調達体制 ■ 特殊金融機関 (SFI) ■ 法的問題 ■ 資本市場の開発 ■ ストレス・テストの実施 ■ 銀行部門



FSMP 2 (2008年)

目的

- 金融部門の効率化、競争力強化および弾力化
- 資金調達体制の整備



注:準備期間の開始は2007年



FSMP 2

■ FSMP- IIの施策分野: 10

- コスト削減：規則および規制の緩和
- 今後の金融情勢
- 競争力強化と効率化
- 法的枠組み
- 情報システム、透明性と市場規律の強化
- リスク移転メカニズム
- 資金調達体制（とりわけSFIの役割）
- 人材開発
- 決済システム
- 企業の社会的責任



バーゼル IIと3つの柱

第Iの柱

最低所要自己資本比率

下記に関する最低所要
自己資本比率の算出

- 信用リスク
- オペレーショナル
リスク
- トレーディング・
ブック関連の問題
(市場リスクを含む)

第IIの柱

監督上の検証

4つの基本原則:

1. 自己資本充実度に関する内部評価プロセス (ICAAP)
2. 監督上の検証プロセス
3. 最低所要比率を上回る資本
4. 監督上の介入

第IIIの柱

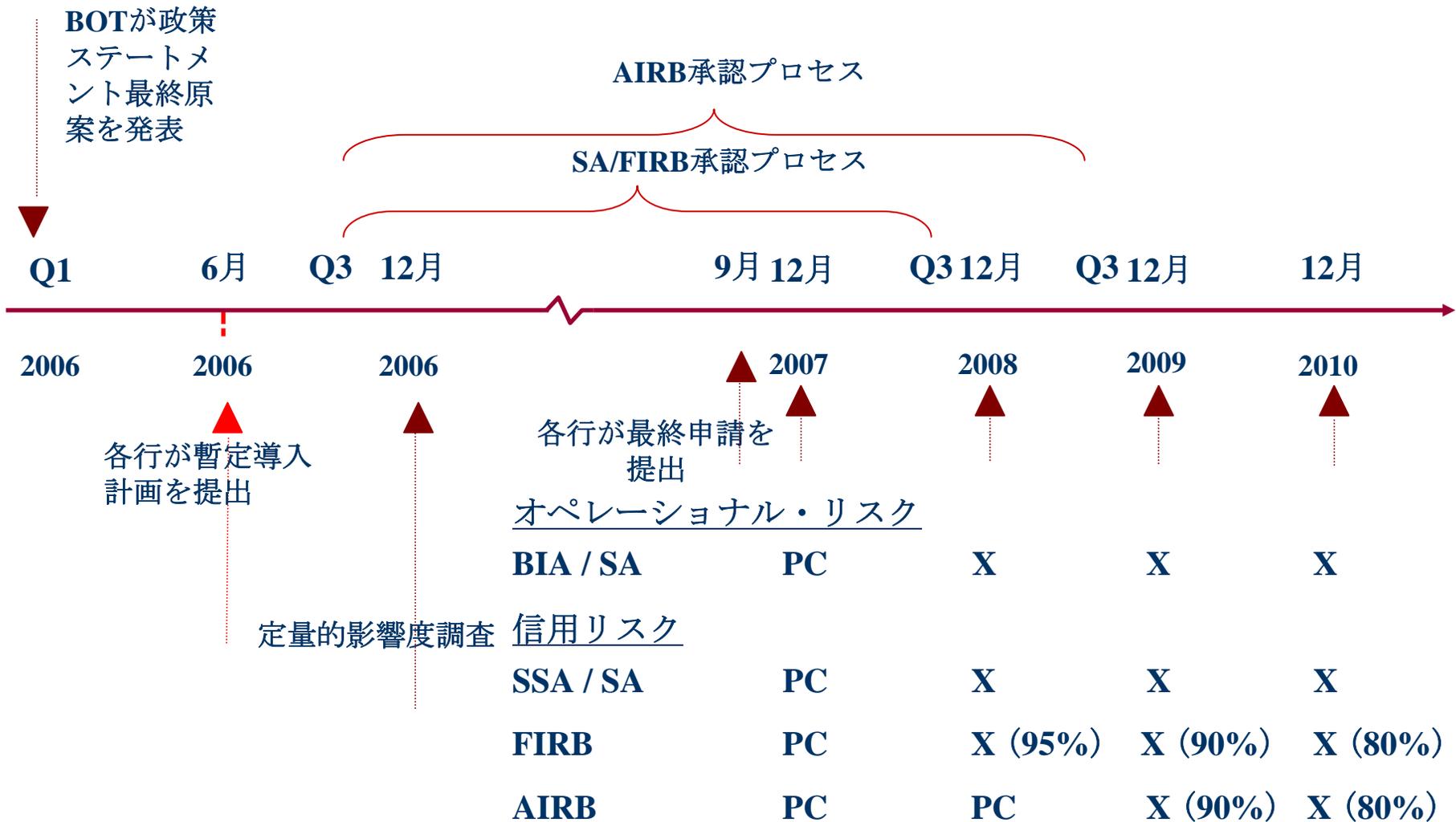
市場規律

情報の開示：例えば

- 自己資本充実度
- リスク管理プロセス (信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、**IRRB**など)



バーゼル II導入スケジュール



PC = パラレル計算 X = 導入年 xx% = 下限